

改正

平成28年 3月 4日 告示第 9号

平成31年 2月26日 告示第11号

矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球にやさしい社会の実現に向けて、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関し、矢吹町補助金等の交付に関する規則(昭和52年矢吹町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合したものであるものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した形状で、太陽光エネルギーを電気に変換し、低圧配電線と逆流有りて連係(当該装置による発電量のうち、当該住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように、装置を商用電力と連係していることをいう。)し、かつ、太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格又は、国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力)の合計値(単位はキロワットで表示するものとし、小数点以下第3位を四捨五入する。)とする。以下同じ。)が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。
- (2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたもの。
- (3) 設置時において未使用であるもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「対象者」という。)は、自らが居住し、又は居住しようとする町内の対象者が所有し、又は所有しようとする住宅(専用住宅又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する店舗等併用住宅)に対象システムを設置する個人で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置した者
- (2) 対象システムが設置された新築住宅(以下「建売住宅」という。)を購入した者
- (3) 電力会社と太陽光発電余剰電力の受給を開始した者又はする者
- (4) 矢吹町税等を滞納している者がいない世帯の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 借りている住宅に設置する者
- (2) この要綱による補助金の交付を既に受けている者
- (3) その他町長が補助金を交付することが適当でないとする者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、対象システムの設置に要する経費で、別表に掲げる経費とする。

2 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その額は、1キロワット当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力(最大出力が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワットとする。)を乗じて得た額とし、12万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置住宅の所在を示す地図
- (2) システム設置後の写真(住宅全体、太陽電池モジュール、接続箱、インバータ、余剰電力量計)

- (3) システムの仕様が確認できる書類（モジュール配置図、出力対比表、単線結線図）
- (4) システムの経費に係る工事請負契約書の写し
- (5) システム設置に係る領収証明書
- (6) 太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (7) 町税等納入状況確認同意書
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、1住宅につき1回とし、かつ1申請者当たり1回限りとする。

（補助金の交付決定及び通知書類）

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

（実績報告等の併合）

第7条 第5条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告を併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第11条 交付決定者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第8号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（情報の提供等）

第12条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じ使用状況その他情報提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

（矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱の一部改正）

2 矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱（平成21年矢吹町告示第15号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月4日告示第9号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定によって補助金交付決定があり、かつ、平成28年3月31日までに電力受給開始がなされた者については、改正前の第4条第2項を適用する。

附 則 (平成31年2月26日告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1) 太陽電池モジュール
(2) 架台
(3) 接続箱
(4) 直流側開閉器
(5) インバータ
(6) 保護装置
(7) 発生電力量計
(8) 余剰電力販売用電力量計
(9) 配線・配線器具の購入・据付
(10) 工事に関する費用

矢吹町指令 第 号

住 所
氏 名

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった 年度矢吹町住宅用太陽光発電システム
導入促進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、矢吹町補助金等
交付に関する規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

矢 吹 町 長

1 この補助金の交付の対象となる事業内容は 年 月 日付で申請のあった申
請書の記載のとおりとする。

2 補助の金額は 円とする。

3 規則第6条第1項第1号から第3項までにあげる事項は、この補助金の交付
条件となるものとする

矢吹町指令 第 号

住 所
氏 名

補 助 金 不 交 付 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった矢吹町住宅用太陽光発電システム促進事業補助金については、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

矢吹町長 印

記

(理由)

年 月 日

矢 吹 町 長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(電 話 - -)

住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で交付額の確定のあった矢吹町住宅用太陽光発電システム促進事業補助金を下記により交付されたく請求いたします。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	指 令 第 一 号
助成事業の名称	矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業		
交付金の請求金額	円		

口座振込依頼書

金融機関名	銀 行 金 庫 組 合 農 協	本 店 支 店・支 所 出 張 所	
預金種別	1 普 通 2 当 座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

矢 吹 町 長 様

申請人 住 所

氏 名 ㊟

（電話 - - ）

処 分 承 認 申 請 書

年 月 日付け矢吹町指令第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業により設置した住宅用太陽光発電システムを処分したいので、矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金交付要綱第11条の規定により申請いたします。

補助事業の名称	矢吹町住宅用太陽光発電システム導入促進事業
施工場所	矢吹町
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他（ ）
処分の時期	
処分の理由	